

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(概要)

目的 = 紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資する

従前の状況

- 認知・理解の不足 (利用の契機 の不足)
- 情報の不足 (利用することに不安や躊躇)
- 制度上の制約 (利用しようとするインセンティブの不足)
 - ・弁護士法上の制約
 - ・時効中断効がない等利便に乏しい

総則規定	基本理念	当事者の自主的な努力の尊重 公正・適正 専門的知見の反映, 紛争の実情に即した迅速な解決	連携協力	国・地方公共団体の責務 情報提供等	
	認定制度	意義 = 調停, あっせん等の和解の仲介を行う民間事業者の紛争解決業務について, これを行う者の申請に基づき, 法務大臣が, 法定の基準・要件に適合しているものを認証			
		認証の申請及び認証の処分	基準(16項目)+知識・能力・経理的基礎 手続の公正・適正, 業務の継続性を確保 欠格事由 (暴力団員等) 関係大臣への協議等, 認証審査参与員の意見聴取	情報の提供等	認証の官報公示 事務所での掲示 当事者への説明 インターネット等による公表
		業務の遂行	当事者への説明 暴力団員等の使用禁止 等	法的効果等	専門家による手続実施 時効中断 訴訟手続の中止 調停前置の特則
	業務の適正性の確保等	年度ごとの事業報告等 報告徴求・検査, 措置の勧告・命令 認証の取消し			

期待される効果

- 国民の理解の増進
関係者間の連携
- ADRの選択の目安の提供
- 専門家活用体制の充実
- ADRに専念できる環境の整備